



2026年6月24日

各位

会社名 三井化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 市村 聡
(コード番号：4183、東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 高玉 義紀
(TEL 03-6880-7500)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月23日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 50,400株
(3) 処分価額	1株につき2,119.5円
(4) 処分総額	106,822,800円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（社外取締役を除く。）5名 17,200株 執行役員 25名 33,200株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）並びに執行役員及び常務理事（以下「対象取締役等」と総称します。）に当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役等を対象とする新たな制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2023年6月27日開催の第26期定時株主総会において、譲渡制限期間、無償取得条件、支給条件を改定すること、及び本制度に基づく対象取締役への譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を年額3億5千万円以内に改定することを決議しました。

本制度の概要等は、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度の下で、当社の取締役会決議に基づき、当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行し又は処分する当社の普通株式の総数は年38万株以内（ただし、本日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）と致します。

なお、上記の普通株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎

として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される金額とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容の概要としては、①対象取締役等は、一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役職員として有能な人材を獲得・確保するとともに、各対象取締役等の企業価値向上へのモチベーションをさらに高めることを目的といたしまして、対象取締役等30名に対し、金銭報酬債権合計106,822,800円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)を付与し、本金銭報酬債権の現物出資により、当社普通株式50,400株を処分することにいたしました。

3. 本割当契約の概要

本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、次のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、2026年7月23日から、当社の役職員の地位のうち、取締役会が予め定める地位である取締役、監査役、執行役員、常務理事、理事、参与、顧問、相談役(※)又は使用人その他これに準ずる地位(以下「譲渡制限地位」という。)を退任若しくは退職する時又は当事業年度に係る当社の半期報告書が提出される日のいずれか遅い日まで(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならない。

(※)顧問、相談役は2025年3月31日付で廃止しております。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役等が、金銭報酬債権の払込期日から譲渡制限地位を退任又は退職するまでの間、継続して、譲渡制限地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除するものとし、対象取締役等が任期満了、死亡又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

①譲渡制限の解除時点

対象取締役等が、任期満了、定年その他の正当な事由(ただし、死亡による場合を除く)により、譲渡制限地位を退任又は退職する場合には、退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。対象取締役等が、死亡により譲渡制限地位を退任又は退職した場合には、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって譲渡制限を解除する。

②譲渡制限を解除する本割当株式の数

株式払込年4月から譲渡制限地位を退任又は退職をした時点(死亡による場合を含む。)までの期間が1年以上の場合は全株式の譲渡制限を解除するものとし、同期間が1年未満の場合は、当該対象取締役等が保有する本割当株式の数に、本割当株式の払込期日(2026年7月23日)を含む年の4月から当該退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数を乗じた数(単元株式数に満たない数は切捨て。)とする。

(3) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に、任期満了、死亡又は定年その他の正当な事由なく、譲渡制限地位を退任又は退職した場合、当社の事業と競業する業務に従事した場合等、一定の事由が発生した場合、当社は本割当株式の全部を無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、対象取締役等が保有する本割当株式の専用口座での管理に

関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該専用口座での管理の内容につき同意するものとする。

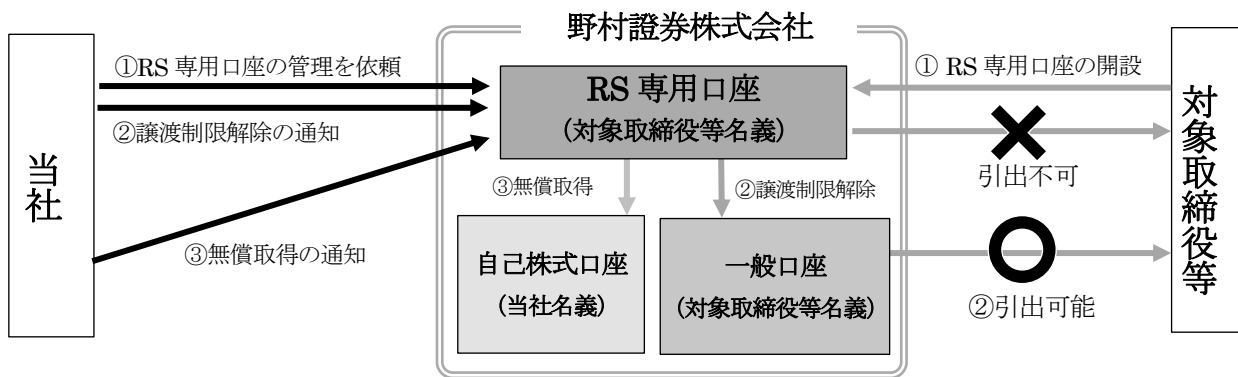
(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において対象取締役等が保有する本割当株式の数に、本割当株式の払込期日（2026年7月23日）を含む年の4月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（単元株式数に満たない数は切捨て。）の本割当株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

対象取締役等に対する本自己株式処分は、本制度に基づき対象取締役等に対し譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,119.5円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）【譲渡制限付株式（RS）制度におけるRSの管理フロー】



以上